

OCVBにおける学生のキャリア形成支援に係る実施要綱

(要綱の目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下「OCVB」という。)が実施する専門学校、大学、短期大学・大学院(以下「大学等」という。)の学生のキャリア形成支援における職業訓練等(以下「実習」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(実習の定義)

第2条 令和4年6月に行われた文部科学省・厚生労働省・経済産業省の合意による「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」改正により、学生のキャリア形成支援に係る取組は4つに類型化されたことを受け、以下の通り定義する。

①オープン・カンパニー

主に、企業・就職情報会社や大学キャリアセンターが主催するイベント・説明会のこと。学生の参加期間(所要日数)は「超短期(単日)」。就業体験は伴わない。実施時期は、時間帯やオンラインの活用など学業両立に配慮し、「学士・修士・博士課程の全期間(年次不問)」。取得した学生情報の採用活動への活用は不可。

②キャリア教育

主に、企業がCSR(Corporate Social Responsibility、企業の社会的責任)として実施するプログラムや、大学が主導する授業・産学協働プログラム(正課・不正課は問わない)のこと。実施時期は「学生・修士・博士課程の全期間(年次不問)」。但し、企業主催の場合は時間帯やオンラインの活用など、学業両立に配慮する。就業体験は任意とし、取得した学生の採用活動への活用は不可。

③インターンシップ

主に、企業単独、大学が企業あるいは地域コンソーシアムと連携して実施する、適正・汎用的能力ないしは専門性を重視したプログラムのこと。学生の参加期間(所要日数)については、汎用的能力活用型は短期(5日以上)、専門活用型は長期(2週間以上)とする。就業体験は必須で、学生の参加期間の半数を超える日数、職場で就業体験を行う。実施場所は職場。実施期間は、「学部3年・4年ないしは修士1年・2年の長期休暇期間(夏休み、冬休み、入試休み、春休み)、大学正課および博士課程はこれに限定されない。無給が基本。但し、実態として社員と同じ業務・働き方となる場合は、労働関係法令の適用を受け有給となる。就業体験を行うにあたり、インターンシップ終了後にフィードバックを行う。募集要項等において、必要な情報開示を行い、取得した学生の採用活動への活用は、採用活動開始以降に限り、可。

(OCVBにおける実施実習)

第3条 OCVBにおいては、第2条に定める②キャリア教育の位置づけで就業体験を伴う実習を受け入れる。

(実習の目的)

第4条 実習は、希望する大学等の学生に対しOCVBにおける就業体験の機会を設けることにより、学生の就業意識の向上及び沖縄観光に対する愛着・理解の増進を図ることを目的とする。

(実習生の受入手続等)

第 5 条 実習を希望する学生及び在籍する学生を実習させようとする大学等の代表者は、実習申込書(別紙様式1)及びキャリア形成支援実習生受入協議書(別紙様式2)、を観光人材育成センター長(以下「センター長」という。)に提出しなければならない。

2 センター長は、受入の可否及び実習を行う所属を決定し、その旨を当該大学等の代表者に通知するものとする。

3 通知を受け取った実習生ならびに大学等の代表者は、実習に関する覚書(別紙様式 3)、実習に関する誓約書(別紙様式4)、実習中の傷害及び賠償責任を補償する保険に加入していることを証明する書類を提出しなければならない。

4 必要書類の様式が大学等で別途用意されている場合は、必要事項を満たしている場合に限り、使用を認める。

(実習生の受入可否)

第 6 条 実習を希望する学生の受け入れ可否の判断は、原則として提出された書類にて以下の基準を基に選考を行う。

1)OCVB の業務内容や組織運営について興味・関心があり、学びたい意欲が感じられる。

2)沖縄観光への興味・関心があり、学びたい意欲が感じられる。

3)実習の目的意識を持ち、達成のため努力する意思が感じられる。

2 これらの基準に 1 つも満たないと判断される場合は、OCVB は実習の受け入れを断ることができる。

(報酬等)

第 7 条 OCVB は、実習により OCVB において実習を行う学生(以下「実習生」という。)に対して、報酬・賃金、居住地から実習地までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。

(実習期間及び実習時間)

第 8 条 実習期間は、原則として月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する祝日を除く。)の 3 日間とする。ただし、OCVB が必要と認めるときは、別に実習期間を定めることができる。

2 実習時間は、原則として午前9時から午後4時までとする。ただし、OCVB が必要と認めるときは、別に実習期間時間を定めることができる。

(実習プログラム等)

第 9 条 原則次の表のプログラム通り実習を行う。ただし、OCVB が必要と認めるときには、別に実習プログラムを定めることができる。

	内 容
1 日目	オリエンテーション(沖縄観光や OCVB について)、職場見学
2 日目	事業所見学や実習生の希望する課の業務体験、イベント体験等
3 日目	最終成果発表の資料づくり、最終成果発表プレゼン、OCVB 職員からのフィードバック

2 受入所属の所属長は、実習の円滑かつ適切な実施を図るため、当該所属の職員の中から実習担当者を指名するものとする。

（服務）

第 10 条 実習生は、実習時間は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

2 実習生は、実習時間中、OCVB 職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、センター長、受入所属の所属長及び実習担当者の指導、指示等に従わなければならない。

3 実習生は、実習により知り得た情報を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。ただしすでに公開されているものを除く。

4 実習生は、実習の成果として論文等を外部に発表等をする場合には、事前にセンター長の承認を得なければならない。

5 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨を連絡しなければならない。やむを得ない場合には、事後速やかに実習担当者にその旨を連絡しなければならない。

（事故責任等）

第 11 条 実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が在籍する大学等の代表者（以下「大学等の代表者」という。）及び実習生は、実習生が故意又は過失をもって第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定に反する行為により、OCVB 又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して連帯して責任を負わなければならない。

（実習の中止）

第 12 条 センター長は、次の各号のいずれかに該当するときは、実習を中止することができる。

(1) 実習生が第 10 条の規定による服務義務に従わない場合その他実習を継続することが困難であるとき。

(2) 実習を継続することにより、業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。

(3) 実習の目的を達成することが困難であるとき。

2 センター長は、前項の規定により、実習を中止する場合には、その旨を大学等の代表者に通知するものとする。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、実習に関し必要な事項は、別途定めることとする。

附則

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。